

# 禁煙外来補助金の受給までの流れ



## ① 「禁煙宣言書」を作成し、古河健康保険組合に提出します。

※支援者の署名押印が必要となります。

※提出のみで承認等はありません。提出後は速やかに禁煙外来（保険適用）を受診して下さい。



## ②通院しやすい医療機関を探し、禁煙外来（保険適用）を受診します。

※お近くの禁煙外来は、<https://map.sugu-kinen.jp/p/kinenmap/> で検索出来ます。



## ③医師の指導のもと、【禁煙プログラム】が始まります。

※1 2週5回の診察と一定期間の投薬による、通院禁煙治療を受けます。



## ④約1 2週間（約3ヶ月）後、【禁煙プログラム】が終了します。

※通院・治療経過等により、終了時期が上記期間より前後する場合があります。



## ⑤通院先の医療機関に「禁煙外来終了証明書」を発行してもらいます。

※禁煙外来の終了時点で、禁煙の続いていることが前提となります。

※医師の署名押印が必要になります（医療機関に所定の様式がなければ、当健保の様式で可）。



## ⑥禁煙外来の終了後、さらに3か月以上禁煙を続けます。

- ※誘惑に負けて喫煙を再開してしまったら、そこで終了となり、補助金の申請権利も喪失します。
- ※禁煙外来終了後も禁煙し続けることは最大の難関となるでしょうが、苦しくても耐えて下さい。



## ⑦「卒煙達成証明書」を作成します。

- ※禁煙外来終了後も、禁煙が3か月以上続いていることが前提となります。
- ※支援者の署名押印（証明）が必要となります。



## ⑧「禁煙外来補助金申請書」に記入、古河健康保険組合に申請します。

- ※「禁煙外来終了証明書」「卒煙達成証明書」「医療機関発行の領収書」を添付します。
- ※なお、申請書の提出は、所属する事業所経由でお願いします。



## ⑨禁煙外来補助金が支給されます。

- ※医療機関での自己負担額（上限 1.5 万円）を、申請から2か月を目途に事業所経由で支給します。



なお、申請書類等は、古河健康保険組合ホームページ（卒煙したいとき）に掲載されております。

<https://furukawa-kenpo.or.jp/kenshin/sotsuen/>

- 禁煙外来の受診から1年以内の再受診は、保険適用外で自由診療となり、補助金も対象外となります。
- 実際は禁煙していないなど、虚偽の申請や書類偽造が判明した場合は、相応の措置を講じます。